指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年1月11日

福島県知事　内堀　雅雄

管理を行わせる公の施設の名称		指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	久ノ浜港久ノ浜プレジャーボート用指定泊地	いわき市久之浜町久ノ浜字館ノ山9番地 いわき市漁業協同組合	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで	土木部港湾課